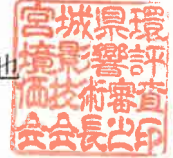


環 技 審 第 1 6 号
令和 3 年 1 1 月 1 9 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県環境影響評価技術審査会
会長 平 野 勝 也



(仮称) 白石越河風力発電事業に係る環境影響評価準備書について (答申)

令和 3 年 8 月 3 日 付け環対第 2 3 3 号で諮問のありましたこのことについては、別紙のとおりです。



(仮称) 白石越河風力発電事業 環境影響評価準備書に係る答申

1 全般的事項

- (1) 対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）周辺には、白石城や小原温泉など、地域にとって重要な観光資源及び流域保全上重要な水源かん養保安林が存在しているほか、クマタカなどの希少な動物の生息が確認されていることから、事業の実施により主要な眺望景観や豊かな自然環境等に対する影響が懸念される。

このことから、事業の実施に当たっては、準備書に記載された環境保全措置を確実に実施し、環境影響の一層の回避・低減に努めること。

- (2) 本事業との累積的な影響が懸念される他の風力発電事業については、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や当該事業者からの情報収集に務め、累積的な環境影響について適切な評価を行うこと。
- (3) 予測結果に不確実性を伴う項目等について、事後調査を適切に実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて更なる環境保全措置を講じること。
- (4) 事業区域周辺の住民、立地する白石市及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。

2 個別的事項

(1) 騒音

イ 工事の実施に係る騒音について、事業区域において適用する環境基準を再検討した上で、評価をやり直すとともに、必要に応じて評価結果を踏まえた環境保全措置を検討すること。

ロ 建設機械の稼働による騒音については、等価騒音レベルだけでなく、5%時間率騒音レベルも算出し、適切に評価した上で、評価書に記載すること。

(2) 地形及び地質

事業区域内に存在する土砂災害警戒区域、崩壊土砂流出危険地区及びその上流域である土石流危険溪流、並びに地すべり地形の移動体及び滑落崖について位置や範囲を再確認した上で、環境保全措置を検討し、評価書に記載すること。

また、山地災害防止に向けた関係機関との協議結果について、可能な限り評価書へ反映させること。

(3) 動物

イ 事業区域周辺に森林性コウモリの秋の渡りルートが存在する可能性があることから、10月に追加調査を実施し、結果を評価書に記載すること。

ロ コウモリ類の事後調査については、死骸調査に加え、ナセルに感知器を設置する等、飛翔状況の十分な調査、予測及び評価を行うこと。

ハ 追加調査及び事後調査の結果に応じて、バットストライク防止のための追加の環境保全措置を実施できるよう、風力発電機の選定においては超音波発信器やフェザリング及びカットイン風速の変更機能が搭載済みの機種を対象とすること。

ニ 一部の風力発電設備について、希少猛禽類のバードストライクが高確率で発生する配置計画となっている。また、事業区域内に、希少猛禽類の高利用域に該当し、代償措置の必要性が想定される場所が存在することから、風力発電設備の基数削減や配置計画の変更等の環境保全措置を行うこととし、評価書に記載すること。

なお、代償措置の検討にあたっては、高利用域について、採餌条件や気流等の関連性も含めて、利用頻度が高くなる生態的な条件、意義付けを検証すること。

ホ 事業区域周辺に営巣する希少猛禽類について、工事用車両の通行や建設機械の稼働による営巣環境への影響が懸念されることから、工事時期の調整や人工巣の設置等の環境保全措置を実施すること。

ヘ 事業区域及びその周辺では、特別天然記念物カモシカのほか、サル、イノシシ、クマ等の生息が確認されていることから、事業の実施により尾根部が改変されることで、生息環境への影響が懸念される。

このことから、これらの動物について、生息環境の保全に努めるとともに、村落への進出を起こさない開発事業とすること。

(4) 生態系

イ 沈砂池の配置等の検討に当たっては、設置により新たな動植物が生息、生育する可能性や、排水による下流の水生物への影響を考慮すること。その上で、地表性の生物が這い出し可能な構造とする等、実効性の高い環境保全措置を講じることとし、事後調査の計画も含めて評価書に記載すること。

なお、事後調査の内、濁水の流入による両生類等の生息環境への影響について、水環境の変化も含めた調査計画とすること。

ロ カラ類等の生息状況への影響について、風力発電設備の周辺300メートルにおいて、テリトリーマッピング法による事後調査を行うこととし、調査計画を評価書に記載すること。

(5) 景観

イ 視野角が1度未満の主要な眺望点について、風車の誘目性を踏まえて再評価し、検証過程も含めて評価書に記載すること。

ロ 風力発電設備の配置等の検討による景観への影響の回避・低減措置について、検証過程も含めて評価書に記載すること。

ハ 風力発電設備の塗装については、無彩色とすることが望ましい。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場

事業区域周辺に存在する、トレッキング及びバードウォッチング等、静穏環境における利用を前提とした活動の場に対する風車の音の影響について、評価書に記載すること。評価に当たっては、単に環境基準に基づく評価ではなく、求められる環境にあった静穏性が満たされるかの観点で行うこと。

(7) 放射線の量

土壌の放射性物質濃度の測定結果が大変高い値であることを踏まえ、追加調査による汚染状況の詳細な把握、もしくは、施工時に土壌の放射性物質濃度の測定を行いながら放射性物質の散逸及び堆積防止効果の高い対策を実施していくことが可能な施工管理計画の策定を行うこととし、その検討結果を評価書に記載すること。

追加調査および施工時における土壌の放射性物質濃度の測定に当たっては、調査地点を複数設定し、リター層と土壌を分けた上で、調査地点1か所あたり5検体程度、土壌については表面1センチメートル以内から検体を採取すること。